

質 問 順 位	14	質 問 者	館 内 孝 夫 議 員	
件 名	項 目	要 旨		メ モ
1. 防災対策	1. 震災時における、障がい者や要配慮者に対する、避難確保の仕組みについて	1. 東日本大震災においては、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上ったといわれています。 国内での震災をきっかけとして、都道府県、各自治体においても障がい者や要配慮者に対する避難場所の取り組みが進められています。北海道ホームページをみますと「各市町村において、予め独自の避難所マニュアルを整備しておくことが求められます」と書かれています。本市においては既に防災会議を開き「地域防災計画」や「避難所運営マニュアル（案）」を作成し、体制準備をしているのはよいことと思います。 しかし、近年の熊本地震のように大きな震災が無かった地域においても、想定外の災害の危険性は高まっていると思います。豪雨による災害については、天候の状況で準備は可能と思いますが、大火災による避難場所確保や、想定外の地震による被害は、そのときの状況にならなければ判断できないと思われます。 災害が発生し、救助活動や各地域の避難所の活用、また在宅療養されている方への対応など、多様な事例が発生すると思われます。本市では、大災害が発生した場合の在宅療養者や人工透析利用者、または単独の歩行が困難な高齢者や車イス利用者等の障がい者への対応等のマニュアルはあるのか。		
		2. 昨年の豪雨では、市内の一部の地域の住民が避難所へ一時避難をしている。昨年以上の期間、例えば2～3日、または長期間、市民が避難生活することを想定しますと、さきに挙げたような市民を、別な場所へ避難させることも必要になってくると思うが、本市はどのような対応を考えているのか。		

質問順位	14	質問者	館内孝夫議員	
件名		項目	要旨	メモ
			3. 内閣府防災担当が作成した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の前文では、「東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上ったといわれている。 高齢者や障害をもった方々など特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧・復興に向けての生活再建フェーズへの移行に困難を生じているケースも見られる。」 また、北海道のホームページでは、「本道においても、こうした災害の発生に備え、被災された皆様が速やかに避難し、より良好な避難生活を送ることができるよう、各市町村において予め独自の「避難所マニュアル」を整備しておくことが求められます。」と書かれているように、想定外の震災への備えが必要ではないか。 本市の「改定後の地域防災計画」の中には、「避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて指定し開設する。」と書かれています。障がい者もしくは要配慮者への対応を現在のマニュアルよりも詳細に明記する必要があると思うが考えを伺う。	
			4. 町内会では、高齢者世帯、独居高齢者世帯を見守る活動を始めているが、まだ見守り活動をしていない町内会はどれくらいあるのか。 緊急時や大規模災害の備えのために、町内会への呼びかけが必要ではないか。 大規模災害時には、町内会が作成した「緊急時支援者リスト」等が活用されるように町内会と打合わせがされているのか。	

質 問 順 位	14	質 問 者	館 内 孝 夫 議 員	
件 名	項 目	要 旨		メ モ
2. 教育行政	1. 就学援助について	1. 文部科学省は平成29年3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生への「入学準備金」（就学援助）を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。党国会議員団が「必要な時期に必要な額を」と文部科学省に改善を求めてきたのを受けた内容です。 通知によると、入学準備金の単価は、小学生が1人4万600円、中学生が4万7,400円となり、前年度比で倍増しています。本市においても今回の補正予算では、この金額のとおりになっています。援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう交付要綱の一部を改正し、これまで「児童又は生徒」としてきた入学準備金の交付対象に「就学予定者」を追加しています。これによって中学校への入学前のみならず、小学校入学前の時期に支給できるようになりました。 本市としては、今まで前年度の援助費の申請をした世帯の所得申告を受けた後に支給という流れでしたので、小・中学校の入学後6月頃に支給ということで、所得の低い世帯にとっては深刻だったと思います。本市の今回の要保護・準要保護児童就学援助費については、3月31日に示された金額どおりに引き上げられているのですが、今後、支給の時期が新入学前になるのは平成30年度からか伺う。		
		2. 現在、本市のホームページに記載の対象となる世帯については、「昨年一年間の収入が基準（家族構成、年齢等により異なります）以下で、経済的に困窮している方」となっています。今後、支給が新年度前の平成30年3月に支給されるようになった場合、平成28年の収入が基準となるのか。		
		3. 自営業で収入が安定していない世帯の場合、平成28年の収入で対象となって入学後、平成29年の収入では対象外になった場合、どのような対応をされるのか。（就学援助は、取り消されるのか。）		